

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（第一条関係）	1
○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）（第二条関係）	16
○ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）（抄）（附則第三条関係）	17
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）（附則第四条関係）	18
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（附則第五条関係）	20

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策（第十九条―第二十一条）</p> <p>第五章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十二条―第三十四条）</p> <p>第六章 雑則（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第七章 罰則（第三十九条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第二十四条第一項を除き、以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策（第十九条・第二十条）</p> <p>第五章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第二十一条―第二十四条）</p> <p>第六章 雑則（第二十五条―第二十八条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第二十三条第一項を除き、以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除</p>

き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
2 6 (略)

第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

(公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等)

第十九条 (略)

2 公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 四 (略)

五 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構(以下「情報処理推進機構」という。)が果たすべき役割に関する事項

六 国の行政機関(第三条第二号イに掲げるものをいう。以下同じ。)と他の行政機関等(同号イ及びロに掲げるものを除く。第二十一条第一項において同じ。)による公的基礎情報データベースの共同での整備及び改善(同項において「共同整備等」という。)の推進に関する事項

七 (略)

3 5 (略)

き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。
2 6 (略)

第四章 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策

(公的基礎情報データベース整備改善計画の作成等)

第十九条 (略)

2 公的基礎情報データベース整備改善計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 四 (略)

五 国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たり、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関して独立行政法人国立印刷局が果たすべき役割並びに当該データについてのデータの標準化に係る基準に関して独立行政法人情報処理推進機構が果たすべき役割に関する事項
(新設)

六 (略)

3 5 (略)

(国の公的基礎情報データベースの整備及び改善等)

第二十条 (略)

2 国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあつては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあつては情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

3 5 (略)

(公的基礎情報データベースの共同整備等に関する金銭の保管)

第二十一条 国の行政機関は、当該国の行政機関と他の行政機関等

による公的基礎情報データベースの共同整備等の推進を図るために、当該共同整備等のために必要な役務の提供の条件に関する契約を当該役務の提供を行う事業者と締結した場合であつて、当該契約において当該他の行政機関等が当該事業者を支払うべき当該提供に係る対価について当該国の行政機関が当該他の行政機関等から納付を受けた上で当該国の行政機関から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた対価その他の当該共同整備等に関する金銭を保管することができる。

2 前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(国の公的基礎情報データベースの整備及び改善等)

第二十条 (略)

2 国の行政機関等は、前項の規定による国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっては、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に関する事項にあつては独立行政法人国立印刷局に対し、当該データについてのデータの標準化に係る基準に関する事項にあつては独立行政法人情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

3 5 (略)

(新設)

第五章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

第二十二条～第二十四条 (略)

(共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭の保管)

第二十五条 (略)

2 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による金銭の保管について準用する。
(削る)

(国等データ活用事業指針)

第二十六条 内閣総理大臣は、国の行政機関等(第三条第二号ロ及びチに掲げるものであるものを除く。第二十九条第一項及び第十五項において同じ。)の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であつて、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの(以下「国等データ活用事業」という。)に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「国等データ活用事業指針」という。)を定めるものとする。

2 国等データ活用事業指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国等データ活用事業について重点的に実施すべき分野に関する

第五章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策

第二十一条～第二十三条 (略)

(共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭の保管)

第二十四条 (略)

2 前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。
3 内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(新設)

る事項

二 国等データ活用事業の方法、データの安全管理の方法その他国等データ活用事業に関する事項

3 内閣総理大臣は、情報通信技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、国等データ活用事業指針を変更するものとする。

4 内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係する国の行政機関の長（当該国の行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該国の行政機関。次条第五項、第二十九条及び第三十条第二項において同じ。）に協議するものとする。

5 内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（国等データ活用事業計画の認定）

第二十七条 国等データ活用事業を実施しようとする者は、その実施しようとする国等データ活用事業に関する計画（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「国等データ活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が国等データ活用事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は共同して国等データ活用事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 国等データ活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（新設）

- 一 国等データ活用事業の目標
 - 二 国等データ活用事業により改善を図ろうとする民間事業者の業務の処理の内容
 - 三 国等データ活用事業の内容及びその実施時期
 - 四 データの安全管理の内容
 - 五 その他国等データ活用事業の実施に関し必要な事項
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その国等データ活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 国等データ活用事業指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 前項第四号に掲げる事項が内閣総理大臣が定める基準に適合するものであること。
- 5 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、関係する国の行政機関の長に対し意見を求め、又は当該申請に係る国等データ活用事業計画が前項各号のいずれにも適合するかどうかについての書面による調査若しくは実地の調査を行うことができる。
- 6 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業において用いられるデータに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報が含まれるときは、個人情報保護委員会に協議しなければならない。

(国等データ活用事業計画の変更等)

第二十八条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る国等データ活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた国等データ活用事業計画(前項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条及び第三十四条において「認定国等データ活用事業計画」という。)に係る国等データ活用事業(以下「認定国等データ活用事業」という。)を行う者(以下「認定国等データ活用事業者」という。)が認定国等データ活用事業計画に従つて国等データ活用事業を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定国等データ活用事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定国等データ活用事業者に対して、当該認定国等データ活用事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

(国の行政機関等に対するデータの提供の求め)

第二十九条 認定国等データ活用事業者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、認定国等データ活用事業を実施するために必要なデータであつて国の行政機関等の保有するもの提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係るデ

(新設)

(新設)

データを自ら保有する場合において、当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するものとする。

一 当該データが、認定国等データ活用事業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

二 当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるものでないこと。

三 当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 前項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

4 第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを次の各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて同項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

一 当該主務大臣の所管する公共機関等（第三条第三号ロに掲げるもののうち、同条第二号チに掲げるものであるものを除いたものをいう。以下この条及び次条において同じ。） 当該公共

機関等

二 他の国の行政機関 当該国の行政機関の長

三 他の国の行政機関の長の所管する公共機関等 当該国の行政機関の長

5 第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを前項各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

6 第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、主務大臣にその旨を通知するものとする。

7 前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

8 第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管する公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

- 9 前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、前項に規定する公共機関等に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。
- 10 第四項（第一号に係る部分に限る。）又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長にその旨を通知するものとする。
- 11 前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。
- 12 第十項に規定する公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長に通知するものとする。
- 13 前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。
- 14 第七項から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。
- 15 国の行政機関等は、第一項の規定による求め又は第四項若しくは第八項の規定による要請を受けたときは、積極的なデータの提

供に努めなければならない。

(手数料)

第三十条 前条第二項又は第六項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2 前条第二項の規定によりデータの提供を行う主務大臣又は同条第六項の規定によりデータの提供を行う国の行政機関の長は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前条第十項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、当該公共機関等の定めるところにより、当該提供に係る手数料を当該公共機関等に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、当該公共機関等が定める。

5 前条第十項の規定によりデータの提供を行う公共機関等は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、当該公共機関等の定めるところにより、第三項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(地方公共団体等に対する協力の求め等)

第三十一条 認定国等データ活用事業者は、認定国等データ活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体等の長

(新設)

(新設)

（地方公共団体等（第三条第二号ハ及びホに掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の長（当該地方公共団体等が合議制の機関である場合にあつては、当該地方公共団体等）をいう。次項において同じ。）に対し、当該地方公共団体等の保有するデータの提供その他の必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた地方公共団体等の長は、当該求めに係るデータの提供を行うために必要があると認めるときは、情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（主務大臣による援助）

第三十二条 主務大臣は、認定国等データ活用事業の円滑かつ確実な実施を図るため、認定国等データ活用事業者に対し、必要な指導、助言、あつせんその他の援助を行うものとする。

（情報処理推進機構等の行う業務等）

第三十三条 情報処理推進機構は、認定国等データ活用事業者の依頼に応じて、その国等データ活用事業の実施に当たつてのデータの安全管理に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 主務大臣は、第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の調査を、情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確実に実施することができるものとして政令で定める法人（次項及び第四項において「情報処理推進機構等」という。）に行わせることができる。

（新設）

（新設）

3 主務大臣は、認定国等データ活用事業者においてデータの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合において、必要があると認めるときは、情報処理推進機構等に、その原因究明のための調査を行わせることができる。

4 情報処理推進機構等は、前二項の調査を行ったときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に通知しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員又は職員であつて当該委託に係る調査に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告の徴収）

第三十四条 主務大臣は、認定国等データ活用事業者に対し、認定国等データ活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

第六章 雑則

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第三十五条 （略）

（新設）

第六章 雑則

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第二十五条 （略）

第三十六条 (略)

(主務大臣等)

第三十七条 前章における主務大臣は、国等データ活用事業を所管する大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第二十九条第一項から第十四項まで及び第三十条第二項にあつては、国等データ活用事業を所管する大臣とする。

2| 第二章における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

3| 前章における主務省令は、第一項に定める主務大臣の発する命

第二十六条 (略)

(主務省令)

第二十七条 (新設)

この法律における主務省令は、手続等に関する他の法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、サイバー通信情報監理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、サイバー通信情報監理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(新設)

令とする。

第三十八条 (略)

第七章 罰則

第三十九条 第三十三条第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第四十条 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

(新設)

第二十八条 (略)

(新設)

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（役員） 第四十二条（略） 2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。 （業務の範囲等） 第四十七条 機構は、第三十六条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 〇二十一（略） 二十二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十条第二項及び第三十一条第二項の規定による協力並びに同法第三十三条第一項から第四項までに規定する業務を行うこと。 二十三 〇二十五（略） 二 〇四（略）</p>	<p>（役員） 第四十二条（略） 2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。 （業務の範囲等） 第四十七条 機構は、第三十六条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 〇二十一（略） 二十二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十条第二項の規定による協力を行うこと。 二十三 〇二十五（略） 二 〇四（略）</p>

○ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する防衛力整備計画対象経費とは、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務並びに条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務に関するものとして各年度の一般会計予算（防衛省の所管に係るものに限る。）に計上される経費（防衛省が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な経費のうちデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）<u>第四条第二項第十九号イ</u>の規定により確保され、デジタル庁の所管に係る予算に一括して計上される経費を含む。）であつて、次に掲げる経費を除いたものをいう。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（趣旨等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する防衛力整備計画対象経費とは、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務並びに条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務に関するものとして各年度の一般会計予算（防衛省の所管に係るものに限る。）に計上される経費（防衛省が行う情報システムの整備及び管理に関する事業に必要な経費のうちデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）<u>第四条第二項第十八号イ</u>の規定により確保され、デジタル庁の所管に係る予算に一括して計上される経費を含む。）であつて、次に掲げる経費を除いたものをいう。</p> <p>一～三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十四（略）</p> <p>十五 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十六 六条第一項に規定する国等データ活用事業の促進に関する総合 的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>十六（略）</p> <p>十七 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計 画をいう。第十九号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進 に関すること。</p> <p>十八（略）</p> <p>十九 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するも のその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ 。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより 、実施すること。</p> <p>イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する 事業に必要な予算を、第十六号の方針及び情報システム整備</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる 事務をつかさどる。</p> <p>一〇十四（略） （新設）</p> <p>十五（略）</p> <p>十六 情報システム整備計画（情報通信技術を活用した行政の推 進等に関する法律第四条第一項に規定する情報システム整備計 画をいう。第十八号イ及びハにおいて同じ。）の作成及び推進 に関すること。</p> <p>十七（略）</p> <p>十八 国の行政機関が行う情報システム（国の安全等に関するも のその他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ 。）の整備及び管理に関する事業を、次に定めるところにより 、実施すること。</p> <p>イ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する 事業に必要な予算を、第十五号の方針及び情報システム整備</p>

計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ (略)

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十六号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

二十・二十一 (略)

二十二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十四条第二項に規定する共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用に関すること。

二十三～二十六 (略)

計画に基づき、一括して要求し、確保すること。

ロ (略)

ハ 国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する事業について、第十五号の方針及び情報システム整備計画に基づき当該事業の全部若しくは一部を自ら執行し、又は関係行政機関に、予算を配分するとともに、同号の方針及び情報システム整備計画並びにロの計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業の全部若しくは一部を当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

十九・二十 (略)

二十一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十三条第二項に規定する共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用に関すること。

二十二～二十五 (略)

